

新しい衣類の「取扱い表示」のポイント

新しい記号は、5つの基本記号と付加記号や数字の組み合わせで構成されます。記号の種類が22種類から41種類に増え、より細かな表示に変わります。また、参考情報が簡単な用語で付記される場合があります。基本記号内の表示は、洗いや、アイロン掛け温度や洗濯する際のお湯の温度の上限等を表しています。

【記号の構成】

5つの基本記号

- 家庭洗濯 (洗濯機)
- 漂白 (三角形)
- 乾燥 (正方形)
- アイロン (アイロン)
- クリーニング (丸)

付記記号と数字

- 線なし: 通常の強さ
- 1線: 弱い
- 2線: 非常に弱い

「線(-)」が増えるほど弱くなります。

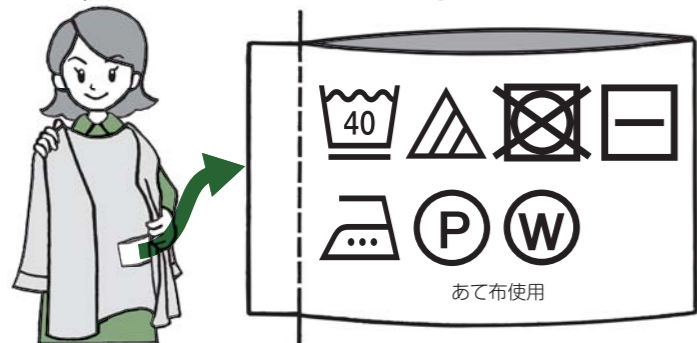
強さ(基本記号の下に付加)

温度(基本記号の中に付加)

禁止

【新しい「取扱い表示」の記号と意味】

例えば、このように表示されます。



*家庭洗濯→漂白→乾燥→アイロン→クリーニングの順で記載されます。

家庭での洗いや

- 家庭での洗いや(洗濯機洗いや、手洗いや)です。
- 「40」などの数字は洗濯温度の上限です。
*左の場合は「40℃以下」で洗いやします。
- 「-」は「線なし」よりも弱く、「=」は更に弱い洗濯機での洗いや方です。
- 押し洗いやなどの、「手洗いや」で洗いやします。一番優しい洗いや方です。上限温度は40℃です。
- 家庭での洗濯はできません。

「-」は、増えると作用が弱くなるので、マイナスパーと覚えると良いですね。

漂白

- 漂白ができます。
- △ 塩素系漂白剤も酸素系漂白剤も使えます。
- △ 酸素系漂白剤のみが使えます。
*酸素系漂白剤は、ほとんどの色柄物に使える漂白剤です。
- 漂白剤は使えません。

△は柄柄にも使える漂白剤!と覚えると良いですね。

乾燥

タンブル乾燥

- 家庭用のタンブル乾燥機が使えます。記号内の「点(・)」は乾燥温度を表します。「・」はヒーターを「強」などに設定します。「-」はヒーターを「弱」などに設定します。
- タンブル乾燥はできません。

自然乾燥

- 「つり干し」をします。
*ハンガーにかけるか、小物干しなどに吊るして干しします。
- 「平干し」をします。
*平らな場所に広げて干しします。
- 「斜線」はひさしや屋根を表しているので陰干しをします。

アイロン仕上げ

- アイロンを掛けることができます。記号内の「点(・)」の数はアイロンの底面温度の上限を表します。
「・・・」200℃まで
「・・・」150℃まで
「・」110℃まで
- アイロンは掛けられません。

クリーニング店での洗いや

- ドライクリーニングができます。
ⓐパークロロエチレンなどの溶剤を使用します。
ⓑ石油系溶剤を使用します。
- ウェットクリーニングができます。
*クリーニング店が特殊な技術で行うプロの水洗いやと仕上げによる洗濯です。
- それぞれの記号には「-」や「=」が付いた記号があります。
- ドライクリーニングはできません。
- ウェットクリーニングはできません。

新JISの洗濯表示記号

—平成28年12月1日以降に表示する記号—

表1 洗濯処理

番号	記号	記号の意味
190		・液温は95℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
170		・液温は70℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
160		・液温は60℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
161		・液温は60℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
150		・液温は50℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
151		・液温は50℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
140		・液温は40℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
141		・液温は40℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
142		・液温は40℃を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯ができる
130		・液温は30℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
131		・液温は30℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
132		・液温は30℃を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯ができる
110		・液温は40℃を限度とし、手洗いやができる
100		・家庭での洗濯禁止

表3 タンブル乾燥

番号	記号	記号の意味
320		・タンブル乾燥ができる(排気温度上限80℃)
310		・低い温度でのタンブル乾燥ができる(排気温度上限60℃)
300		・タンブル乾燥禁止

表4 自然乾燥

番号	記号	記号の意味
440		・つり干しがよい
445		・日陰のつり干しがよい
430		・ぬれつり干しがよい
435		・日陰のぬれつり干しがよい
420		・平干しがよい
425		・日陰の平干しがよい
410		・ぬれ平干しがよい
415		・日陰のぬれ平干しがよい

*ぬれ干しとは、洗濯機による脱水や、手でねじり絞りをしないで干すことです。

表5 アイロン仕上げ

番号	記号	記号の意味
530		・底面温度200℃を限度としてアイロン仕上げができる
520		・底面温度150℃を限度としてアイロン仕上げができる
510		・底面温度110℃を限度としてアイロン仕上げができる
500		・アイロン仕上げ禁止

表2 漂白処理

番号	記号	記号の意味
220		・塩素系及び酸素系の漂白剤を使用して漂白ができる
210		・酸素系漂白剤の使用はできるが、塩素系漂白剤は使用禁止
200		・塩素系及び酸素系漂白剤の使用禁止

付記用語について

記号で表せない取扱情報は、必要に応じて、記号を並べて表示した近くに用語や文章で付記されます。(事業者の任意表示)
考えられる付記用語の例: 「洗濯ネット使用」「裏返しにして洗う」「弱く絞る」「あて布使用」など

新しい衣類の「取扱い表示」に関する問い合わせ先

- ・JIS規格に関しては、経済産業省国際標準課 電話: 03-3501-9277
- ・家庭用品品質表示法に関しては、消費者庁表示対策課 電話: 03-3507-9205
- ・洗濯に関するトラブルのご相談は、目黒区消費生活センター 電話: 03-3711-1140

表7 ウェットクリーニング*

番号	記号	記号の意味
710		・ウェットクリーニングができる
711		・弱い操作によるウェットクリーニングができる
712		・非常に弱い操作によるウェットクリーニングができる
700		・ウェットクリーニング禁止

*ウェットクリーニングとは、クリーニング店が特殊な技術で行うプロの水洗いやと仕上げまで含む洗濯です。

現行JISでは、「中性」の付記用語や、アイロンのあて布の記号「〜」の付記の方法が定められていましたが、新JISではこれらの定めは無くなりました。

この表は、平成27年3月31日付けの消費者庁通知を引用